

平成27年 第1回帯広市教育委員会会議録

1. 平成27年1月14日水曜日 11時～11時45分
帯広市教育委員会会議を帯広市役所 教育委員会室に招集する。

2. 本日の出席委員

教育委員長	田 中 厚 一
教育委員	市之川 敦 子
教育委員	門 屋 充 郎
教育委員	伊 藤 成 昭
教 育 長	八 畝 祐 子

3. 本日の議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | その他(1) 今後の事業予定について |
| | その他(2) 寄附受納について |
| | その他・西帯広地区中学校適正配置地域説明会の概要について |
| 日程第 3 | 報告第 1号 帯広市新総合体育館建設におけるPFI導入可能性調査結果について
【非公開】 |

田中委員長

これから、平成27年第1回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

出席委員は全員であります。

会議は成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(服部課長 報告)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、門屋委員及び伊藤委員を指名いたします。

日程第2、その他に入ります。

その他(1)今後の事業予定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

野原調整監

学校教育部に係ります2月の事業予定についてご説明いたします。議案書31ページになります。教育研究所の事業として、2月6日15時30分から帯広市教育研究会一斉部会研究を行います。明星小学校他を会場としまして、部会ごとに年間を通じて設定した研究テーマに基づき研修を深めるものでございます。次に2月20日15時から、とかちプラザで教育研究所研究概要説明会を開催いたします。今年度の研究成果や作成した教材などについて市内中学校の教員に説明・紹介するものでございます。以上です。

葛西調整監

続きまして、生涯学習部に係ります事業についてご説明いたします。文化課からは、第26回親と子のわくわく音楽会が2月8日14時30分から開演でございますが、各種体験コーナーを13時から行う予定です。次に図書館では、2月6日に語り手育成講習会ステップアップ小学校編として、読み聞かせをしている方々を対象の講習会と講演会を開催いたします。次に32ページ、ジュニア文芸賞贈呈式を2月22日に予定してございます。次に百年記念館の企画展として、匠の技・よみがえる浮世絵一摺師・三田村努の世界として、2月7日から3月1日まで開催いたします。初回の2月7日に浮世絵師としてご活躍の三田村努氏をお招きし、摺師の実演を予定しております。以下ご覧のとおりでございます。動物園、スポーツ振興室、4館連携事業についても記載してございます。以上です。

田中委員長

これから質疑に入ります。

各委員

ありません。

田中委員長

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

その他(2)寄附受納についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

大林 課長

学校教育課から2件現金の寄附がございましたのでご報告いたします。議案書35ページでございます。1件目は、市外在住の方から、12月18日に5万円の寄附を帯広市の教育の振興に役立て

るためとしていただいております。2件目、栃木県宇都宮市在住の角一幸様より、12月26日に50万円の寄附を交通事故遺児として支援を受けたことへの恩返しのためとしていただいております。同氏からは平成21年度以降、今回で6回目の寄附で総額120万円となります。以上です。

葛西調整監

百年記念館の寄附についてご報告いたします。帯広市在住の〇〇〇〇様より、1月6日に大正時代に撮影された帯広日新尋常小学校の集合写真1点をご寄贈いただきました。3月に開催予定しております新着資料展で市民の皆様にご紹介するとともに博物館資料として保存活用してまいります。以上です。

高橋 園長

動物園からは、札幌市、生活協同組合コープさっぽろ理事長、大見英明様より、1月5日に200万円のご寄附をいただいております。ホッキョクグマをテーマとして、自然と地球環境を守ろうという行動につなげていきたいというご趣旨でございます。平成22年度以降、今回で5回目となり総額1千万円となりました。当初はこの5年間で終了の予定でしたが、コープさっぽろ様より引き続き来年度以降も200万円ずつ3年間にわたって寄附したい旨のお話をいただいております。以上です。

田中委員長
各 委 員
田中委員長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

事務局からその他説明事項はありますか。

東堂 部長

それでは昨日から始まりました西帯広地区中学校適正配置第2回地域説明会につきまして、まだ、1日目が終わった段階でございますけれども、昨日の概要についてご報告させていただきます。お手元に配付の第二中・緑園中統合に伴う通学支援の考え方、A3版の資料でご説明いたします。第2回地域説明会は昨年11月下旬に西帯広地区の6つの小中学校で開催しました第1回地域説明会で持ち帰りとしていただいた通学支援などについて市の考え方をご説明し、その他のご意見を含め質疑応答を行うということで、昨日は帯広第二中学校で開催し、約60名の参加がありました。説明会では適正配置の考え方や西帯広地区中学校の適正配置の内容などについて基本的なポイントを再度説明した後、通学支援の考え方についてご説明いたしました。通学支援は通学距離が概ね3km以上の区域を対象に、11月から3月までの冬期間、路線バス等による通学支援を行うものです。通学支援の対象地域は資料の右側の地図に①から⑧までの区域が通学支援の対象と考えている地域でございます。通学支援の方法につきましては、既存の路線バスを活用するとともに、新たにスクール便を運行するもので、運行経路は十勝バス本社から西帯広郵便局などの二中の通学区域を通りまして、白樺通、中島通、

新緑通を經由し、緑園中学校まで走るものです。平成30年度で対象となる生徒は113名おりました、バスの台数は3台を予定しております。朝は路線バスの駅前新緑通線とスクール便2台、帰りはスクールと既存路線バスの活用していく考えであります。また、支援の方法は路線バスとスクール便共通の定期券等を市が購入し、生徒に現物支給して使用してもらいます。通学を支援する期間ですが、基本的な支援の考え方は、統合に伴い余儀なく遠距離となる区域の対象者に対する措置として、15年間程度とするものでございます。説明の後の質疑応答では、地域から学校がなくなれば人が住まなくなり、そのうち小学校もなくなる。地域の崩壊につながり、統合には反対であるといったご意見。中学校だけの問題ではなく、保育所、福祉センターなどの様々な施設がある中で、適正配置を考えていくべきではないか。同じ地域にある西小学校は適正配置を今後どのように考えているのか。平成22年度に適正配置計画の見直しを行った経緯や他の地区が先送りとなった中、二中と緑園中が残った理由。二中の校舎建設には地域の方が多大な労力提供を行った歴史など、地域が学校に寄せる思いなどを十分に踏まえてほしい。総合計画における適正配置の位置づけや地域振興、まちづくりとの係わり。この他、二中の土地を売却した場合の価格、校舎等の評価額、地域説明会ニュースの内容について様々なご意見をいただきました。この計画案は白紙に戻すべきとの厳しい意見もあったところであります。2回目の地域説明会は昨日に引き続き、本日夜7時から緑園中学校で開催することとなっております。第1回目の説明会の概要と併せまして、1月20日の総務文教委員会にご報告させていただく予定であります。以上です。

田中委員長
伊藤 委員

何かご質問はございますか。

事務局サイドの丁寧な説明に敬意を表したいと思えます。地域の要望と地域の歴史を含めて、丁寧に答えていかなければならないと思えますけれど、私個人としては、統合に係わる本来の趣旨は、将来ある子どもたちへの教育が効果的な形で進められることが統合の一番重要な部分ではないかと思えます。そういったものも含めて、通学路もそうですけれども、さらなる要望を聞きながら、丁寧に懇談を進めていただきたいと思います。

田中委員長

他になければ、本件を終了します。

ここで会議の進め方についてお諮りいたします。

次の日程第3の案件については、帯広市教育委員会会議規則第16条第1項第6号により非公開にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

各 委 員
田中委員長

異議なし。

ご異議なしと認め、そのとおりに取り扱います。

これより会議を非公開といたします。

日程第3、報告第1号、帯広市新総合体育館建設におけるPFI導入可能性調査結果についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

敦賀 室長

報告第1号、帯広市新総合体育館建設におけるPFI導入可能性調査結果についてご報告いたします。議案書1ページからになります。本調査は今年度、帯広市新総合体育館建設基本計画の策定と平行して進めてまいりました。まず、5ページの目次をご覧ください。本調査報告は、I. 調査の目的からVIII. 総合評価までの大きく8項目によりまとめております。時間が限られておりますことから、調査の中核となる部分のみご説明させていただきます。議案書18ページをご覧ください。VII. VFMの検証の部分になります。PFI導入可能性調査における注目点としては、従来型公共事業とPFI事業の財政的な比較をし、比率で示すVFMの検証です。その比較をするため、18ページから19ページにかけて、VFMの前提となる算定条件を示しております。19ページの(2)算定諸条件では、表にございますように、事業方式、事業形態、事業期間などを想定しております。本件の事業方式は、民間が施設を建て、建物の所有権を市に移転した上で、管理運営を民間が担うBTO方式として、事業形態につきましては、経費の支払いに関して、市がサービス購入料として支払うほか、利用者が一部負担するジョイントベンチャー型とし、事業期間は15年を想定しております。さらに前提条件を整理した上で、まず、従来型公共事業による概算事業費を算定しております。23ページになります。概算事業費のうち、施設整備費でございますが、近年の国内事例を参考に整理した結果、建設費は、上の表の3段目、47億5,000万円と見込み、外構整備費や現総合体育館の解体撤去費を含む施設整備の経費は53億8,600万円と試算しております。これに(2)の初期投資費を含め、約57億円が施設整備に係る全体経費と想定しております。次に24ページは、単年度の管理・運営に要する経費を算定しております。管理・運営に要する全体経費は、表の下から3段目となりますが、1年当たり1億6,600万円と想定しております。これに利用料収入の見込み額、下から2段目、約1千万円を差し引きし、年間に市が支払う指定管理委託料として、1億5,500万円を見込みました。これらを15年間という期間全体において算定した結果は25ページになります。国のガイドラインに沿って、単純に15年間の合計額を算出した後、現在価値に置き換えた結果がVFMの数値となります。この結果、従来型公共事業の全体経費は、表の中段上の部分のa'になりますが、71億5,000万円程度、またPFI事業全体経費としては、1つ下のb'の66億7,000万円程度となります。この差額が削減効果額

ということで、表の下から3段目になりますが、約4億7,800万円、PFIの方が削減効果がみられます。比率にしまして、一番下にあります6.7%、これがVFMの値となります。この数値を基に、単年度ごとに従来型とPFI事業の一般財源負担見込み額を比較したものが27ページのグラフになります。濃い網かけの棒グラフが従来型公共事業、薄い網かけのほうはPFI事業の場合となります。従来型公共事業では、建設当初の平成30年度に5億8,000万円、31年度に5億6,000万円の支払いが見込まれます。PFI事業では建設時期には支払いがなく、施設の運営事業が開始以降に起債償還分のほか、建設費の延べ払い分と単年度の維持管理費が発生することになります。こういった結果を基に、28ページ、29ページに総合評価を記載しております。ただし、PFI事業導入の要否判断につきましては、帯広市PFI導入ガイドラインに沿い、政策推進部が事務局でございますPFI導入検討委員会の意見をいただき、整理をしていくことになっておりますので、今回の総合評価については、客観的評価や期待される効果を述べた形になっております。以上の結果と先の教育委員会会議にご報告させていただきました基本計画原案に係るパブリックコメントにつきましては、1月20日開催の総務文教委員会に報告し、基本計画は成案に向けて整理をしていくとともに、先ほど申し上げたとおり、PFI導入の要否判断につきましては、検討委員会での検討を経て、帯広市として意思決定をしていくこととなります。説明は以上でございます。

田中委員長
伊藤 委員

これから質疑に入ります。

今の提案の中で、財政負担の軽減についてはよく分かりました。29ページの部分で、施設設備を整える、維持管理運営を整えていくためには契約時に相当綿密な打ち合わせが必要だろうと思います。プロ集団でありますから、リスク分担や想定外のことも含めて、そういう契約がなされると思いますけれど、契約が終わった後、実際に動き出した段階で、市の方でマネージメントができる状況なのかどうか。もう1つは、運営に係わって、市民サービスは民間へ移るわけですが、市側として公共サービスという形から抜けて様々な市民ニーズを吸い上げるような組織、それを管理する方にマネージしていく形が取れるのかどうかお聞きしたいと思います。

西尾 主幹

もし、PFIになったらというご質問の趣旨でよろしいでしょうか。

伊藤 委員

はい。

西尾 主幹

契約の部分については、伊藤委員のご指摘のとおり、相当な契約の諸条件を整えていかなければならないこととなります。その部分につきましては、経験のあるアドバイザーの協力を得なければならないと考えてございます。契約後、実際に運営していく段階には、

現在行っている指定管理者と同じようにモニタリングという形でやっていくこととなります。このモニタリングについては、PFI事業になりましたら、資金をお貸ししている銀行なども別な契約の中でやっていくと考えられます。また、私たち公共の中で、モニタリングするための委員会で実施されていくものです。2点目の運営が民間になった時の公共ニーズの把握でございますが、利用者、競技団体の方々からの要望事項は当然出てくると考えております。モニタリングの中や定期的に指定管理者と相談する中で、事業にどう展開していけるのか、公共が持つ部分と民間として事業反映していくか協議していくことになるだろうと考えます。

門屋 委員

そのことに関連して、私も同じことを聞こうと思っていたのですが、最初のアドバイザーというのは、銀行以外のアドバイザーは何か考えられていますか。実際の運営にあたったときに、普通は市民参加の委員会や運営協議会などがあるだろうと思いますが、今の前提はPFIということで、民間が運営することになった時に、それらがスムーズにいくような体制になるために、市が中に入ってやっていけるのかどうか教えていただきたいと思います。

敦賀 室長

PFIによる場合の事業の運営方法の監視の仕方としては、大きく3種類想定されます。財政面の監視については、当然市も行っていきますけれども、書類上の審査が中心にならざるを得ません。そういった場合に、PFIの法律の中では、帯広市とPFI事業者、金融機関の3者の協定の中で、金融機関がPFI事業者に強く介在して財政の収支状況を日常的に監視する仕組みがあります。財政状況が少しでも悪化した場合に融資元の金融機関が指導に入るという財政の監視体制があります。次に運営の状況についての監視体制ですが、従来から本市の場合、指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度の場合は、指定管理者選定委員会を作りまして、利用者の代表、指定管理者制度を担当している総務部が入り、指定管理者制度の全体的な見地から指定管理事業が円滑に行われているか、公の施設として成り立っているかどうか監視するモニタリングがあります。もう1つ、社会教育施設では、施設の運営委員会をそれぞれとかちプラザや文化ホールで持っております。新しい総合体育館では基本計画の中でそういったものを作りたいと考えております。主に利用者が運営委員になっていただきますので、利用ニーズに沿った運営がされているのか監視していくこととなります。この3つの視点から監視していく他に、もう1点、基本計画の中では総合体育館だけ従来の体育施設から分離して、PFIもしくは指定管理者としてやっていく想定をしております。従来の屋外の体育施設、帯広の森の体育施設、河川敷の体育施設の指定管理者とは異なる可能性も出てきます。体育施設の運営のやり方が異なっても困りますの

で、指定管理者の連絡会議を設置して、それぞれの良いところを吸収し合う場も設けたいと思います。大きく4つの視点から、サービス、経営状況を把握していこうという考え方を基本計画では持っております。以上です。

門屋 委員

P F I の場合に想定されているのは、建物を建てて運営も1つの企業、もしくは企業体になるのかもしれませんが、今の最後のお話を取上げると、運営の部分は、現在は財団に委託しているわけですよね。そこがP F I の中に入るといえることはあり得るのですか。

敦賀 室長

P F I の事業者は募集することになりますけれど、P F I 事業者としての設置の仕方について、国内の体育館の事例を見ますと、一般的には建設事業者と施設メンテナンスを行う運営事業者、利用者サービスを行う運営事業者が出資し合って、1つの事業会社を起こし、事業に係わっていくのが一般的です。帯広市の場合は、文化スポーツ振興財団という組織もございますけれど、こういったところがその中に加わっている例もいくつか見られます。

門屋 委員

分かりました。お金のことですけれど、23ページの初期投資費も、27ページの負担見込みの中に入っているのですか。

西尾 主幹

23ページの初期投資の金額については、25ページで表わしています表に入り、また、グラフに反映されている形になっています。

門屋 委員

反映されているということは、29年くらいまでには入っているということですね。

西尾 主幹

初期投資の金額についても、供用開始までに入ってくるということです。

敦賀 室長

26ページの表をご覧いただきたいと思います。初期投資について、従来型公共事業の28年度のところで用地取得として入ってきます。平成31年度あたり備品の整備として初期投資が入ってきます。P F I 事業による場合は、28年度に用地取得、31年、32年あたりの施設整備費の中で延べ払いとして備品購入費が含まれていることとなります。

門屋 委員

分かりました。

市之川委員

事業者のアンケートの中で、地元の企業参画を希望するとありますけれど、P F I 事業にあたっては地元の企業にはどのような配慮がなされているのかお聞きします。私の意見としては、国内の大手が参入すると太刀打ちできないですし、地元の人が利用するものなので、地元の事情をよく分かっていて、金銭的にも地元に戻元できるような業者が望ましいと思うのですが、そのような配慮があるのかどうかお聞きしたいと思います。もう1点は、事業者が経営破たんした場合の対処の仕方についてお聞きしたいと思います。それから、変動金利について、大幅に変動した場合のリスクについてお聞きしたいと思います。

敦賀 室長

まず、地元企業への配慮についてでございますけれど、最近の国内のPFI事業の例を見ますと、地元企業の参画について、応募要件の中に一定の考え方を入れている例が非常に多くございます。例えば、点数評価の場合、地元企業が参画する場合のポイントを高くするとか、初めから地元企業が入ることを募集要件にするなど。仮にPFIでいくとすれば、募集要項を策定する段階で検討していくことになろうかと思えます。いずれにしても、市之川委員のお話にありましたように、利用者サービスがどう図られていくかという中で、利用者サービスの内容によっては、いろいろな経験を都府県でしている事業者も参加した方が良い場合もあり得ますので、様々な形で検討してみたいと考えております。仮にPFI事業者が経営破たんした場合ですが、先ほど別のご質問でお答えしたとおり、銀行が強く介在するという事で、金融のモニタリングについてはPFIの場合、現在はかなり厳しい状況にあります。PFI法が制定された当初はそういった懸念がされていましたが、PFI事業者の本体事業者が経営破綻した場合は、資本の流動性として、出資をして新たな運営会社を作り、そちらに影響がないような形の資本の流動性が制度化されていたり、金融監視体制が非常に強くなっていたり、現状の指定管理者制度よりはリスク管理はかなり厳しい状況にあることは言えると思えます。金利変動につきましては、現在は低い金利状況にありますけれど、国内の他の事例を見ますと、大幅な金利変動があった場合の特別協定という別に協定内容を設けて、何%以上上がった場合は協議するという条件をつけている所が多くございますので、仮にPFIの場合にはそういったことも想定しながら考えていくことになろうかと思えます。

市之川委員
門屋 委員

分かりました。

PFIが金額的に少ないということでメリットがある気がするのですが、逆に従来型の場合だと、事業を行うことで国の地方創生とか、補助金の可能性があるなら、従来型の方がいいわけですよね。それはあり得ないのでしょうか。

敦賀 室長

これにつきましては、情報収集をしていかなければならないのですけれど、ここ最近のPFIを取巻く状況を見ますと、国としては、PFIを含めた民間資本を積極的に導入にしていこうという考え方がありますので、補助金、交付金、起債についても、従来型公共事業と同様にPFIも使いますよという話になってきていますので、従来型であっても、PFIであっても、どちらでも使える可能性の方が大きいと思えます。これについては、今後、私たちも十分情報収集していきたいと考えております。

門屋 委員
田中委員長

分かりました。

他になければ、質疑を終結し、本件を終了いたします。

各 委 員
田中委員長

事務局からの説明は以上であります。この際、各委員から他に
ご意見、ご質問等があればお受けいたします。

ありません。

別になければ、本日予定されておりました案件はすべて終了いた
しました。

以上で平成27年第1回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。